

第八十四回 参議院公害対策及び環境保全特別委員会会議録第十号

昭和五十三年四月十九日(水曜日)

午前十時七分開会

委員の異動

四月十五日

辞任

補欠選任

小林 国司君
北 修二君

藤井 丙午君
森下 泰君

四月十八日

辞任

補欠選任

柳澤 鍊造君

木島 則夫君

出席者は左のとおり。

委員長

田中寿美子君

理事

久次米健太郎君

委員

原 文兵衛君
矢田部 理君
小平 芳平君
佐々木 満君
菅野 儀作君
林 寛子君
三善 信二君
粕谷 照美君
坂倉 藤君
広田 幸一君
中野 明君
馬場 富君
沓脱タケ子君
木島 則夫君

国務大臣

(環境庁長官)

山田 久就君

政府委員

(環境庁長官官房)

金子 太郎君

環境庁企画調整局長

信澤 清君

環境庁自然保護局長

出原 孝夫君

環境庁大気保全局長

橋本 道夫君

事務局側

常任委員会専門員

今藤 省三君

説明員

文部省初等中等教育局小学校教育課長

澤田 道也君

本日の会議に付した案件

○鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○委員長(田中寿美子君) ただいまから公害対策及び環境保全特別委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
去る十五日、小林国司君及び北修二君が委員を辞任され、その補欠として藤井丙午君及び森下泰君がそれぞれ選任されました。
また昨十八日、柳澤鍊造君が委員を辞任され、その補欠として木島則夫君が選任されました。

○委員長(田中寿美子君) 次に、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○粕谷照美君 長官にお尋ねをいたしますけれども、先月の末、約百五十人余りで自然保護議員連盟が再発足をしております。この自然保護議員連盟の再発足にこんな大ぜい集まったことは大変びっくりしているというのを、わが党の岩垂寿喜男さんも言っておられますけれども、一体なぜこんなふうになぜ議員が集まったのか、そして、この議員連盟の再発足を環境庁の長官としてはどんな気持ちで受けとめていらっしゃるのか、最初にお伺いをいたします。

○国務大臣(山田久就君) 自然保護という問題、これは非常に重要な問題でございますが、これは単に法律制度であるとか予算措置などという行政上の努力というだけでは所期の十分な成果を上げるということはできないので、やっぱり広く国民一般の深い理解とそして協力というところがこれにはぜひとも必要であるというふうに考えております。そういうような意味におきまして、国民を代表されている国会議員の諸先生方が超党派的に多数参加されて、そして、この自然保護議員連盟というものが再発足を見たということは、私といたしましては、一つはやっぱり国民の自然というもののに対する気持ちというものを、これを反映するものであり、私としても大変心強く思っているような次第でございます。今後いろいろな面で、そういうような意味からひとつ御鞭撻、御支援をいただくことができればと、こう考えているような次第でございます。私といたしましては、ひとつ御鞭撻にこたえられるよう精いっぱい、ひとつ皆様の御意見等を拝聴して努力してまいりたい、こういうふうに考えている次第でございます。

○粕谷照美君 ここにお集まりの方々は、地元のいろいろな問題を懸念しまして、それぞれ相対する考え方をもちのちの方もいらっしゃるかと思えます。けれども、私などもそうなんですけれども、やっぱり公共事業優先というこのかけ声の中で、非常に環境破壊が進んでおります。その進んでいる中で、やっぱり鳥やけだもの、の居場所もなくなっていくと、こういう状況も出てきているわけなんです。

し、さらに、環境庁の今回の目玉とも言われている環境アセスメント法案なども出てこない、そういう中では、何としても私たちが前面に立ってがんばらなくちゃいけない。もう本場にいま長官がおっしゃるうちに、法律や制度だけに任せておかないという気持ちで集まったんだというふうに考えているわけです。

しかし、それにしまして、この朝日の夕刊、長官ごらんになったと思いますけれども、会長の大石武一さんがいろんなことを言っている、私、これ非常に拍手をもって読まれた方もいらっしゃると思いますし、ここまで言わなくてもいいだろうと思うんですが、このインタビューの記事をどう思いますかと言えば、長官としても非常にお答えづらいだろうというふうに思いますけれども、この辺のところはどういうふうにお考えになっていらっしゃるのか。たとえば、大石さんがおっしゃるには、カモシカ被害の問題が起きてますよね。環境庁のほかに林野庁と文化庁が集まって対策を話し合っている、いまでは環境庁が林野庁と一緒にカモシカをつかまえてしまおうという側に回って、反対する文化庁と対立しているという話も聞いている。大変な時代になったな、というふうに言っています。昔の環境庁の姿勢といまの環境庁の姿勢はぐんと変わっているというところも言っているわけなんです。さらに、——今の環境庁に一番欠けているものは、失礼だが、やはり熱意でしょうね。と、こういうふうに言っております。

経済情勢が難しくなってきたことも確かだが、基本的に環境庁というのは日本の環境を守るんだ、という理想に徹しないとだめですよ。

と、こうおっしゃっております。この辺のところは、環境庁の長官としてはどのようにお考えですか。そんなことはない、こうお考えでございましょうか。

○国務大臣(山田久就君) まあ、前に環境庁長官をやられた政治家大石先生としての一つの見識として、細部の意見は差し控えたいと思いますけれども、受けとめさせていただきたい、こう思っております。

○粕谷照美君 しかし、そういう簡単な言葉で、私は満足できないわけですね。さらに――まあ聞き手は窪田悦郎さんとおっしゃるんです、記者が実名で書いていらっしゃるわけですから、そういういかげんな、おっしゃらなかったことを書いてあるというふうにも受けとれないわけですね、これも、

――長官の姿勢も大切なのは。と、こう聞いているわけです。そうしますと、それに対して大石会長は、

はつきりいって、環境問題への信念もなければ情熱もないような人になるからだめなんです。と、こうおっしゃっているわけですね。そして、「首相自身が」というのは福田総理のことだろうと思えますけれども、

首相自身が環境庁長官というポストを重視して、いないことも確かですね。

と、こうおっしゃっている。

やはり環境庁自体が意気消沈してるのは大臣の情熱にも関係あるんだ。

というんですから、もう環境庁の職員もいまは情熱がなくてやる気がないような考え方をしているらしいんじゃないんだらうか。こういうことで、私は非常に環境庁としては怒ってもいいんじゃないかというふうに思いますがどういかがですか。

○国務大臣(山田久就君) 私がこの環境庁の長官を引き受けた以上、自分としての見識、責任感、任務に対する奉仕の気持ち、そういうものを持って当たっていくつもりでこれをお引き受けして

るのでございます。したがって、そういう姿勢に對しての、それは世の中にはいろんな批判や何やございましょうけれども、私はその考えで貫いて自分の責任を全うしたい。このことだけをばつきり申し上げてお答えしたいと思います。

○粕谷照美君 長官のお気持ちは非常によくわかりました。私はぜひその御決意でがんばっていただきたいと思っております。環境庁の士気はどういう状況になっておりますでしょうか。という

ことは、先国会の中でも、アセスメント法案の担当官が左遷をされたんじゃないかというようになるとが、そういうことがあれば私は本心に士気に影響すると思っております。いかがでしょうか。

○国務大臣(山田久就君) 私は、非常に環境庁の士気は上がって、みんな熱心に、決意と責任感で仕事を大いにやっていると確信しております。

○粕谷照美君 それでは具体的に伺いたいと思いますけれども、環境アセスメント法案ですけれども、いま各省庁に対して根回し中だと言われているんですが、これが提出をされるという見込みは、日時的に言いましていつごろになりますでしょうか。さらに、それが衆議院を回り参議院を回り、今国会中にきちんと成立をするという見通しについてはどうでしょうか。

○国務大臣(山田久就君) 日時の問題、これはいまだに早くできるだけ早くこれを出したいという決意で、熱心に私どもの環境庁の局長その他に当たらせてがんばっております。いま日時という点をあれてございしますけれども、いま申し上げたような決意で調整に全力を尽くしてやっています。中々でございます。

○粕谷照美君 ちっとも具体的にないんですよ。全力を尽くしていただか、がんばりますとまでは私の質問に答えてないのではありませんか。たとえば、四月いっぱいには出せるとか、連休明けには出せるとか、こういう見通しについてはいかがでしょうか。

○政府委員(信澤清君) ただいま大臣から御答弁

申し上げたような状況にあるわけでございします。が、私もとしては、ぜひ今国会に御提案をし、御審議をいただきたい、こういう心組んでございします。

私の、事務を預かる立場として申し上げますれば、いま先生お話しのように、今月中に御提案をすべきであらうと、国会でのお扱いはこれは国会でお決めいただくことでございしますから、そのことについて私どもとやかく申すわけでございませぬが、いずれにしても、出す以上今月中に御提案をするという必要がある、こういう判断をし、そういう前提のもとに作業を進めているところでございします。

○粕谷照美君 そうしますと、環境庁としては今月うちに態勢が整って、そして出せると、こういう自信があるわけですね。

○政府委員(信澤清君) 先ほども申し上げたように、調整中でございしますから、必ず出すということとをこの場で申し上げるのは御勘弁いただきたいと思っております。そういう心組み、覚悟で事に当たっているという点は御理解いただきたいと思うわけでございします。

○粕谷照美君 しかし、きょうもう十九日です。ね。あと、今月いっぱいという何日もないわけですね。それでまだ見通しがついていないのはないだらうか。いまの御返事ではね。その辺はいかがなんでしょうか。私もちょっと変なところから環境庁の原案なるものが手に入りましてね。私どもの手に入らないで別のところから回ってきているわけなんですけれどもね。具体的に全部こう回っているわけでしょう、省庁に。それで、もう環境庁に返事が来てもいいころじゃないですか。いかがでしょうか。

○政府委員(信澤清君) どういう案が先生のお手元にまいったかわかりませんが、私どもは政府部内の調整のために、いろいろな案をその段階段階に御提示し、それについての御意見を聞きながら作業を進めているわけで、通常法案の作成をする場合のルールに従った取り扱いはしてまい

っているつもりでございします。したがって、一般に公表いたしましたして、そしてそれについての御批判を仰ぐというのは、あくまで法案として国会に御提案した後のことだというふうな考えでおるわけでございします。ただ、ニュースソース等これは私十分存じませんが、間々そういうものが新聞に抜かれるということがあるわけでございまして、たまたま幾つかある案の中の一つ、それもあつた点におけるその段階での考え方というものが新聞に過去二回は出たことはこれは事実でございしますが、私どもは、その案が最終案というところではございませぬ。その後調整の結果を踏まえながら、反面これは最終的には内閣法制局の御審査もいただくわけでございします。そういう作業も並行させながらたまたま作業を続けていると、こういう段階でございします。

○粕谷照美君 それでは、まあ今月うちに出せると、こういうことを目標にしているが、大体見通しがついているというふうな理解をいたしまして、次に移ります。――首を振っているだけで声が出ませんでございします。

じゃ、一般的な、鳥獣保護法に関する問題について質問いたします。

まず最初に、先日もずっと新聞あるいはテレビなどで問題になってきておりましたけれども、イリオモテヤマネコのことですけれども、これは鳥獣保護法に指定をするということとで住民の人たちが大変困っているというふうなお話がありましたけれども、たとえばNHKのあの報道を見ても、これも、このイリオモテヤマネコを研究するため一人の男性がそこに住み込みまして、そしてヤマネコのふんを探しながらヤマネコの生態を探っているんだというこの報告が出ておりました。そして、その奥さんが先生をして御主人を養つて――養つているというふうなお話ですけれども、そういうことだと思っております。奥さんの扶養者になって、そしてがねばつていらっしゃるんだというふうな思いますが、どういふ人がいるからあのヤマネコの生態がわかったり保護が十

分に地域に行き渡ったりするわけなんです、環境庁として一体こういう問題について、住民の理解を求める問題だとかあるいはヤマネコの保護の問題だとか、この辺についての実態を御報告ください。

○政府委員(出原孝夫君) 西表島につきましては、イリオモテヤマネコを初めていたしまして鳥類ではカンムリワシとかカラスバトといったような貴重な鳥獣が生息しておる場所でございます。したがって、私もいたしましては、鳥獣保護のために保護区を設定する必要性はきわめて高いものがあるというように考えております。

経過を申し上げますと、この地域の一部は、すでに琉球政府時代に鳥獣保護区の設定がなされておりました。復帰後環境庁といたしましては、鳥獣保護区の設定をいたしたいということで、昨年来県とも打ち合わせを進めてまいりまして、この一月十八日には地元における公聴会、これは石垣市で行ったわけでございますが、公聴会を行うなどして、鳥獣保護区の設定についての準備を進めてまいったわけでございます。

この点につきまして、私も事務的には円滑に進んでおるといように承知しておったのでございますが、その後地元の方々の間で、国設の鳥獣保護区を設定することについて反対の意向があるというところを承知いたしましたので、二月中旬に自然保護局の係官を現地に派遣をいたしました。この鳥獣保護区の計画につきまして、さらに公聴会を補足する意味におきまして、現地の方々にも御説明を申し上げるようにとりまして、でございます。しかしながら、現地におきましては、住民の生活よりもヤマネコの方を優先するというところを政府が考えておるといような、私も誤解があったと承知をいたしております。したがって、鳥獣保護区を設定することはかえって鳥獣保護の面においてもマイナスになるという問題もございまして、地元の方々の御理解を得るまで

は鳥獣保護区の設定をむしろ見送った方がいいということ、予定をしておりました鳥獣保護区の設定につきましては一応見送ったわけでございまして。

なお、その後三月の下旬に、環境庁の参事官を現地の方に派遣をいたしまして、現地の方々の御理解を得るよう努力中でございます。ただ、現地におきましては、去る二月にイリオモテヤマネコを中心とした鳥獣保護区の設定に反対の決議をなさっておるとい経緯もございまして、私ももしんばう強く御理解を求めるための努力を続けてまいりたいというように考えております。

○粕谷照美君 議会对反対の決議をするということとは非常に大変なことだというふうに思うわけですが、その反対をする理由、現地の住民を大事にしないというその理由は一体どこにあるのでしょうか。

○政府委員(出原孝夫君) 現地の方々にはやはり現地としての、生活水準を高めるための開発に対する御希望が非常に強いようでございます。それで、開発と鳥獣の保護とは、私も相当程度両立することは可能であるというように考えておりますが、鳥獣保護区の設定がどうも開発に非常に大きな妨げになるようにお受け取りのようでございます。その点について、人間とそれから鳥獣とが両立できるような形でお互いに納得が得られるように持っていく必要があるというように考えております。

○粕谷照美君 では、その住民の方々にぜひ納得をしていただいて、環境庁としてはやはりそのところを保護区にしていきたいと、このようにお考えになつていらっしゃるというふうな理解をしております。その見通しについては確信がありますでしょうか。

○政府委員(出原孝夫君) 鳥獣保護区の設定につきましては、私もいたしましては、現在計画しておりますものが西表の方々に、地元の鳥獣

を、特に貴重な鳥獣でございますので、大事にしたいといたすという象徴的な意味を込めまして、これはぜひ実現をいたしたいというように考えております。しかし、先ほど申し上げましたような地元の御意向がある限り、私ももしんばう強くお話し合いをいたした上で、御理解を得た上での設定が必要であるというように考えております。

で、今後とも努力をいたしてまいりたい。先行きの見通しはどうかということでございますが、一度閉ざされた心を開くことは非常にむずかしいと思えます。しかし、これはぜひとも私も努力を続けてまいりたいというように考えております。

○粕谷照美君 私も、開発と保護というのは非常にめんどろな問題があるというふうに考えております。先回も関連質問をいたしましたけれども、たとえば佐渡のトキですけれども、やっぱり問題があるわけなんです。しかし、やっぱりトキを愛するということその精神からいいますと、佐渡におけるトキの保護の状態が出てきたというふうに考えています。ぜひ、住民の方々がなぜかわれわれがイリオモテヤマネコを大事にしなければいけないのかという、そういう気持ちを持って、十分現地の方々と話し合いをされて、進めていただきたいと考えています。

ついでに、トキの話になりましたが、卵が大体来月ふ化をすると思うんですが、あれ、ふ化をしたら上野の動物園にそのまま置いておくんですか、地元に戻すんですか。どっちがトキの保護になるというふうにお考えでしょうか。

○政府委員(出原孝夫君) 実は、今回のトキの採卵とふ化の試みにつきましては、環境庁におきまして、トキの生態及び人工増殖技術に関する学識経験者七名から成るトキ保護対策委員会が御検討を願った上で、上野動物園でふ化の試みをしていただくというようにしたわけでございます。現在までのところ作業は順調に進んでおります。御案内のように、卵は三個上野動物園にすでに到着をしたわけでございます。で、ふ化が順調に進む

といたしましたら、来月の十日前後にかえるのではなからうか。ただ、これも現在上野動物園でせっかくの御努力をいただいておりますのでございまして、私もその成功を祈っております。

その後のことにつきましては、この七名の委員の方々、これはそれぞれの専門家の方であり、また佐渡のトキの保護会の会長さんその中のお一人に加わっていただいております。そして、育るか、あるいは動物園である程度育てるかという二説がございまして、この点につきましても、これらの諸先生方の御意見を整理をいたしまして方針を決めたいというように考えております。

○粕谷照美君 私も実はそこところがよくわからないんですけれども、たとえば、一羽ゲージの中に入っておりますあのキンちゃんという鳥ですが、もう友達がいなくて寂しいですね。そして、春になりまして繁殖して行くわけですね。先日、春にしたら、やっぱりくちばしから液が出ていて、その液を羽に塗ってつけて黒くなるんですね、その時期というのは、それを見ていると、石辻さんとおっしゃるセンターの主事の方は、もう胸が痛くて悲しくてしょうがないというのを言っておられるわけですね。じゃ、そのゲージから出したら、本当に飛んでいって野生の鳥になるのかどうなのか、この辺もわかりませんし、あの中に入っているえさは、生えじゃなくて人工えなんですね。最近上野動物園では、動物に対して人工えじゃなくて本物のえさを与えるというふうなことも、まあお金もないし時間もないからというんで、一カ月に一回とか一週間に一回とかやられるけれども、やっぱりその本物のえさの方に飛んでいくという、こういうニュースなんか見ますと、一体保護というのは何だろうとかという基本的なものについて私はやっぱり疑問を持たざるを得ないわけですね。地元に戻って、そして本当に飛んでいくという姿が見られて、そしてふえていくというよう

な条件をつくるためにも、ぜひ御努力をいただきたいという気持ちで私はいっぱいでございます。

さて、そのようなことを考えてみますと、子供のとときから野生の鳥獣に対する教育というのは非常に大事なんだと思うのでございますが、いかがなものでしょうか。文部省来ておりますでしょうか。

私、実はこのトキのところへ行きまして、新穂の会長の後藤さんという方のところにて晩泊させていただいて話をしたんですが、朝から晩まで、もうトキの話と電話でいっぱいなんです。

で、その中で——退職をされた方なんですけれども非常に忙しいんだと、こうおっしゃるんです。なぜ忙しいかといいますと、教科書にトキのことが載っていたんでしょ、静岡県とかあるいは東京とか四国あたりから、子供たちがお金と手紙をくれる。その手紙とお金をもらうたびに、一通ずつ自筆でもって丁寧にあいさつ状を書いて、どこへ出したかというのを全部記録がとってあるんですね。けれども、それは非常にかたまった地域でしかないわけです。こういう野生の鳥を愛しましよというこのキャンペーン、たとえば今回の愛鳥週間に向けて、日本鳥類保護連盟とサントリー株式会社、もう連続してキャンペーンを出しておりますけれども、こういう教育というものは文部省の中にあるのかと、一体どの程度されているのかという実態についてお伺いいたします。

○説明員(澤田道也君) 若干抽象的になるかと思いますが、国のレベルで、小・中学校における動物愛護の教育ということにつきましては、児童、生徒の発達段階に応じて、学習指導要領上でははっきりしているのは、理科や道徳を中心に、学校の教育活動全体を通じて指導することになっているわけでございます。たとえば理科では、自然を愛する豊かな心情を養うという観点に立って、生物についての内容を取り扱う際あるいは動物を飼育することなどを通じて、動物を愛護する態度を育てるようになっている。また、道徳でも、学習指導要領の内容として、やさしい心を持って動物や植物

を愛護するということを強調し、動物をかわいがり、世話することが大切であることの指導を通して、生命尊重の精神を養うようにしております。今回の学習指導要領の改定におきましても、理科の「目標」に、「自然を愛する豊かな心情を培う。」ということを明示するとともに、各学年の目標に応じて、生物に親しんだり生物を愛護する態度を育てたりすることを強調するなど、動物愛護についての指導が一層充実するようにしているわけでございます。

具体的には、たとえば、教科書というものは一つでございますが、地域ごとにいろいろな教科書がございますので、いま先生の御指摘のように、ある天然記念物のことが載っている地域、載っていない教科書を採択している地域というものはあると思います。しかし、いずれの教科書におきましても、こういうことを通じて、たとえばいまの理科、道徳を除きましても、国語の教材などでも、たとえばいまお話の出した、鳥類保護連盟の方の御苦心のことを国語の教材に載せている教科書も、私、気がついていて次第でございます。

○粕谷照美君 小・中学校の点についてはわかりましたけれども、私は、それを教える先生自体がそういう教育を受けていないのではないだろうか、こういうふうなことを考えておりますが、特に大学にも自然、野生鳥獣保護の講座などを開設して、一般指導者層の保護に対する知識を啓発して、専門家を養成すればいいのではないかと、これが、日本鳥類保護連盟のあたりからは主張されておりますけれども、大学における実情はどんなになっておりますか。

○説明員(澤田道也君) 小学校課長しか出ておりませんので、私から、知っている限りお答えをいたしますけれども、いわゆる小・中学校の教員養成につきましては、特にいわゆる動物愛護についての教育課程が教員養成課程に義務づけられていないことは確かでございます。これはまあ現在こういう状況でございますが、これはまあ現在こういうクラブ活動、学生の活動を通じて、教員養成課

程においても、そのようなことに取り組んでおられる学生さん、また、それを指導しておられる先生方はおられるわけでございますが、教職の養成課程で必修しなければならない科目もずいぶんあるものでございますから、動物のいろいろなことについて、そのことを必ず義務づけて課程の中に置くという構造にはなっていないわけでございます。

○粕谷照美君 今度教育課程の中に自然保護、こういう問題が入ったということを私は心から喜びまして、ぜひ教科書の中さし給うなかにも、全然出ていないではないかなとよそから指摘をされるというふうなことがないように、十分皆さんとお話し合いを進めていただきたい、こう思っております。

で、環境庁に、何か態度をテストするような形で悪いんですけれども、つい先日、ブリジッド・バルドーさんから、日本の国は、アザラシの子供の皮でつくったいろいろなものを輸入しないでもらいたいということが、福田総理大臣に手紙で来たということが載っておりました。私は、実は一年ぐらい前から北海道に行って、飛行機でのみやげ店を歩いておりました、まっ白いきれいなハンドバックとか財布があるわけですね。何の皮だろうと思ったら、アザラシの子供の皮だと言わうんですね。そして、その後テレビを見ておりましたら、生まれたばかりの、動くこともできない、本当に目がよくよくあいたぐらいいのかわいらしい白いアザラシの子供を、大の男が、氷の上に大きな船を持ってきて、こん棒を持ってきて、もうどんどんたたいて殺して、そして持っていくわけですね。あんな残酷なことはないと思うわけですね。鯨をとるといって日本はやらねばならないんですけれども、ああいうことに対して抗議もすることができない日本だったら本当に残念だなあという気持ちがあるわけですが、正式に総理に対して手紙が来ているわけですか。そういうものに対して——輸入をするなどというんですから、これ通産省だと思いますが、環境庁は、うちの管

轄範囲外だなんていうようなことではなくて、何かお話しでもなさいましたでしょうか。どうでしょう。

○政府委員(出原孝夫君) 基本的には、絶滅に瀕している動物の取引に関するいわゆるワシントン条約に関連した問題でございますけれども、環境行政の面から申し上げますと、御指摘のように、私どもの所管からは外れております。しかしながら、野生の動物全般についての行政を預かる環境庁といたしましては、こういった外国における野生の動物も大事にされるということは、きわめて深い関心を持っておる問題でございます。で、所管の関係各省庁ともいろいろ話し合いはいたしておりますが、事が商取引に関する問題まで含まれておりますので、まだ結論を得ておる問題ではございません。

○粕谷照美君 反応は大変、行動は敏速であったというふうに理解をいたします。まあ商取引に関する問題だからと、こうおっしゃいますけれども、しかし、そういうことを許しておいたんでは保護というものは成り立っていないわけですから、ぜひ十分なお話し合いを進めていただきたい。そういうことを禁じている国だってあるわけですから、環境庁としても積極的な姿勢を示していただきたいと思っております。これ、ちょっと筋道が離れましたけれども。

では、法律の中身に入っていきます。まず最初に、狩猟の場についての問題ですが、先回販賣委員の質問に対して長官がお答えになつておられたことは、私は、ちょっと声が小さかったように思っています、よく聞き取れなかったんですけれども、もう一度、長官のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○国務大臣(山田久就君) 狩猟の場につきましては、従来からの経緯もございまして、にわかに現行制度というものを愛するということとは、いろいろな点から困難な状況にあるというふうに思われるのでございますけれども、秩序ある狩猟を確保するということが主要な課題であると考えており

まして、今後におきましても、特に猟区の制度、これを拡充強化するとともに、可能な限りこれを全国に普及するよう努力してまいりたいと、このように考えております。

○粕谷照美君 私、いまの長官のお答えは、ちょっと違つたのではないだろうか、先回と。こういうふうな思つていらっしゃる。私はよそにありましたので、こうおっしゃいましたから、よそというのとは日本の国ではなくて外国にいらつしたと。ああ外国にいらつしたから外国の狩猟の状況をよく御存じなんだと、こう思つていまして、よそでは大抵猟区内の猟だということなので、そこに持つていきたく思つていられるけれども、いま急に制度を変えることはできないのでこれから努力をしていく。つまり、努力をしていくということとは、猟区内の猟にしたいといふふうには長官がお考えになつていらつしたのではないかと思つたもので、それでいま確認をしたいと思います。

○國務大臣(山田久就君) いま粕谷委員のおつしやつたようなこと、それが私の気持ちでございます。

○粕谷照美君 私、大要意を強くしました。で、法律は三十八年に改正されましたけれども、その法改正のための三十七年の鳥獣審の答申は、どういふふうに言つていられるかといへば、農林大臣の指定する猟場のみで狩猟を行ふべきこととし、指定猟場以外での狩猟は禁止されるべきである。こう言つていられるわけですが、ところが、これが無視をされて現在法律になつていった。だから、前回の答申を無視したことから事故が頻発し、乱獲による減少となつていられるのではないかと、この日本鳥類保護連盟は指摘をしていられるわけですが、環境庁としてはいかがお考えですか。

○政府委員(出原孝夫君) 昭和三十一年に答申がございまして、そのような答申があつたことは御指摘のとおりでございます。その際に、三十八年に改正の法律案を提出いたしましたときに、当時、林野庁が結局その御答申の趣旨を取り上げな

かつたというように承知をいたしております。詳細のことは私も十分には承知をいたしておりますが、その際に問題が二つあつたようでございます。

一つは、答申ではあつた形では出したんだけれども、関係団体の中で、その後やはり内部的にいろいろな意見が出ておつたといふこと。それから、もう一つは、政府側がその準備に具体的に入らうとする場合に、わが国の山林原野等は、従来の例からいって土地が細分化されておる。したがつて、まとまつた猟区を設定する場合に、いろいろ土地所有者との間にむづかしい問題がある。しかも、先般も申し上げましたように、狩猟に対する権利義務関係が明確でない慣習があるといふようなことで、行政の措置として非常に取り上げにくい面があつたといふことのために見送らざるを得なかつた。しかし、それに対応いたしまして、鳥獣の保護のためには鳥獣保護区の設定でございますとか、休猟区を充実するといふ形で進めてまいるといふことで、その後、最近十年間には非常にそれが進んでおります。

そういう意味で対処してきておりますので、保護団体の方々の御指摘のようなこともございまして、要するに鳥獣の減少は、そういった措置によつて相当程度対処ができておるといふように考えておるわけでございます。

○粕谷照美君 では、保護連盟の指摘に対して、前進をされていくといふふうには環境庁としては考へておられるようですが、今回の答申は三本併記になつておられます。これ、支払い側と医療行為をする人などといふことになりまして、激論があらまします。この猟場の問題について三本併記になるなどという答申は、非常に異様ではないかといふふうには思ひます。この三本のうちのどの部分に環境庁はとつたといふふうに私どもは理解していいのでしょうか。それから、この答申が一致してないわけですから、大要判断に困るわけなんです。それはいかがでしょうか。

○政府委員(出原孝夫君) 御指摘のように、答申が三つに分かれますと、環境の行政を所管する側としては身動きが非常にににくいわけでございます。しかし、先ほど大臣がお答え申し上げましたように、秩序ある狩猟を確保することがきわめて大事であり、鳥獣の保護のためには危害の防止のためにも必要でございますので、今回お願いをいたしましたところで、猟区の制度を拡充していくといふことで、公営の猟区以外に私営猟区も認め、そしてまた、放鳥獣のみを撃つような猟区をつくるというのならそれも制度的に設けておこうといふようにいたしたものはそういう意味でございます。その中におきましても、狩猟の秩序と鳥獣の保護にたいしてはできるだけ前へ進めたいといふ意図のあらわれとおくみ取りいただければ幸いです。

○粕谷照美君 先ほどの大臣の御決意の方向に向かつて今回は法律が改正をされた。私たちはどうも足して二で割つたような感じではないかと思つていられるのですが、それで前進部分はあつた、こゝういふふうに理解をしておきたいと思ひます。けれども、大臣、どうなんですか、この答申の中にも、引き続き検討を要するといふ言葉が入つておられますけれども、この問題についてやばり早急に検討をしていかなければならないのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○國務大臣(山田久就君) 先ほど委員からも指摘されましたが、長い目では鳥獣の保護といふ基本的なねらい、それを考えながら、その目的を達成するためにどうあるべきかといふことで、先ほど御指摘のような点を私は長い経験からもそういうことを考へてやつておられますが、これが併記されていくといふのは、いろいろ所有権の問題なんかが非常に複雑であるためになかなかさういふことがやりにくいといふ実際の状況があるからさういふことになつたのだらうと思ひます。ここでどうりあえず鳥獣の保護といふことについては非常に重点を置いて、いまの状況のもとにおいてはできるだけのこととはやると、そしてまた狩猟そのものの

の規制、秩序といふことについても十分の力でやる。また、長い目でいへばゆるる猟区制度の前進といふものを、実際にさういふ形を植へつけていくことのねらいをさらに一歩進めるといふことで、究極の目的の達成へ向かつていくといふようなことをひとつ御理解いただければと考えておるような次第でございます。

○粕谷照美君 大臣の意気込みはよくわかりますけれども、余り長くかかりますと、そのうちにもう鳥がいなくなつた、けものがいなくなつたといふことになるわけですから、このことについては早急に手を打つていただきたい、こう考えます。次に、狩猟免許制度の改善のことについてお伺いいたします。

これは先回の委員会の際にも十分いろいろな御指摘があつたわけですが、私は気になつていようがないわけでは。免許交付の条件が厳しくなるのはもう当然のことだ、これだけの事故があるわけですから。その事故は、幾ら減少したとはいへ現実にあるわけですから。それで、現在の四十万人の免許所有者の資格の再登録について、厳しく行われるのでしょうか、どうなんですか、こゝういふ心配があるわけですが、どうでしょうか。

○政府委員(出原孝夫君) 今回御審議をお願いいたしております法案の中におきましては、昭和五十四年の四月十五日現在で現行法による狩猟免許を受けている者は、昭和五十七年の九月十四日まで、その者の住所を管轄する都道府県知事の行う講習を受けかつ審査に合格した場合、新法による狩猟者試験に合格したものとするといふようにいたしてございます。その際の講習につきましては、法令でございまして、その猟具の取り扱い等について行ひまして、さらに審査におきまして聴力、視力、運動能力等狩猟を行うのに必要な適性を検査するといふようにいたしたいといふことで適正を期したいと考へておられますので、こゝういたすでも十分遺憾なきを期したいと考へております。

○粕谷照美君 運転免許なんかも視力だとか聴力だとかいろいろなことはありますけれども、一番問題になっているのが精神障害ではないだろうか。外から見るとはわからぬけれども現実に持っている部分というものがあつたわけだし、これは憲法規定からどうかという御意見もあるわけですが、非常に暴力的なことを引き起こす人たちがこのような精神を持つなどということも現にあるわけですね、一家殺傷とか。そのようなことについて心配というものはないわけでしょうか。

○政府委員(出原孝夫君) 新法の第六条で、二十歳未満、あるいは精神に異常のある者、あるいは麻薬患者等については、これに免許を交付しないということをおっしゃいますが、この点につきましては、それに該当する者は審査を受けることができないというように解釈をされます。

○粕谷照美君 答えていないんですね。現にはつきりしている麻薬とか病院に入らなければならぬとか通院をしなければならぬというような精神障害ではなくて、もっと別の意味の、心の障害を持っている人たちがいるわけですから、その辺のところはどうですかと質問しているわけですね。

○政府委員(出原孝夫君) そういった潜在的な者を把握するというのは非常にむずかしい問題でございます。そういう者は、疑いを持たれば調べたいんだけどということがありますが、これは先生御案内のように自動車の免許においてもなかなかむずかしい問題でございます。実行上は、できるだけそういった精神異常、障害のある者に免許を差し上げないということに制度上の規定ができれば、実際に把握するということの困難さは御指摘のとおりでございます。できるだけこれは努力をいたしたいと考えます。

○粕谷照美君 関係者の方々が非常に努力をされていて事故がどんどん減っているということは私たち喜ばしいことだというふうに思いますが、それでも、それでも現実には起きている去年の事故、おとしの事故というのは、この四十万の方々が起

している事故だと理解してよろしいのではないかと思います。そうしますとね、やっぱりこの免許の切りかえ、今度の再講習、再登録というものは、もう本当に厳重にやっていたかなければならないと思いますが、いかがでしょうか。

○政府委員(出原孝夫君) その点につきまして、準備期間も相当程度置いていただくようにお願いをいたしておりますし、都道府県との打ち合わせを十分にいたしまして粗漏のないように努力をいたしたいと考えております。

○粕谷照美君 それでは、事故の問題についてお伺いをしたいと思います。友達が足を滑らせて暴発した散弾が腰から下に二十六発入ったというので、それを取るのに大変長い間入院をしたというような事故がありました。殺されて泣き寝入りをしているなんという事故はあるものでしょうか、どうでしょうか。

○政府委員(出原孝夫君) 現行の制度のもとでは、ハンターが自発的に、あるいはハンターの属する団体に補償ができるという場合は補償が行われておるようでございますが、制度的にそれが確保されておるようではないので、ハンター自身に経済的な力がない場合に、被害者が御指摘のようなことのために十分な補償を受けられないという事実は、私も正確につかまえておりませんが、御指摘のようにあるようでございます。

○粕谷照美君 あるようですね。言わないで、あるんですね。

それから、この補償につきましても、大して高き補償ではないんではないかと思いがどうでしょう。猟友会の共済とハンター保険などどんな状況になっておりますでしょうか。

○政府委員(出原孝夫君) 大日本猟友会の共済の制度におきましては、最も大きな損害、死亡事故でございます。かあるいは両眼を失明するといったような大きな事故の場合には、共済から二千万円までの金額が出るというようになっております。なお、民間の保険会社の行うハンター保険に

入っておられる人の保険の金額はまちまちでございますが、平均して二千万円程度になっておるといふように承知をいたしております。

ので、それが決められた後の物価の変動その他を考えまして、現在の猟友会が行っております二千万円というものが一応のめどであるかと考えておりますが、なお慎重に検討をいたしました上でその基準を明確にいたしたいというように考えておるわけでございます。

○粕谷照美君 これは制度的に、全員必ず入らなければならぬということをつくられるお気持ちはありませんでしょうか。

○政府委員(出原孝夫君) 今回御審議をお願いしております法律案の中で、登録に際しまして、十分な補償能力を有することを都道府県知事が確認をするという規定を設けてございますが、その趣旨は、いまの保険の制度でございますが、あるいは共済に入っておりますので補償能力があるということを確認した上で登録を認めるという形にいたしたいと考えておりますので、その点は登録の際に確保されるというように考えております。

○粕谷照美君 いま、十分なおつしやいましてたけれども、十分とは一体幾らなのか、どの程度を用意しておけば十分になっていくのか、その辺のところがよくわからないわけですね。大日本猟友会の収決算書を私に見せていただきましたが、この保険必ず登録で入るようになっておるんですね。そして、その予算よりは支出の方が少なかった、事故が少なかったということは非常に喜ぶべきことだと思いがすけれども、しかし、これだつてもしものときには大赤字になるかもしれないわけですね。この辺のところの補償能力というのは一体どのようになっておるのか。

○政府委員(出原孝夫君) 御指摘のとおり、私もこれです。質問を終わりますけれども、長官にぜひお願いをしたいと思いがすのは、時間がありませんでしたから質問しなかったんですけれども、東南アジアの国々から、世界の保護鳥といわれるような鳥が日本にまだ入っているわけですね。そういうことについて、先回いろいろな御答弁はありましたけれども、日本の国としてはもうそういう鳥は入れないんだと、こういう毅然たる姿勢というものが大事なんではないでしょうか、いかがでしょう。

それから、猟友会に入らないようにしましうなどという呼びかけも、私、見てみますとあるんですね。そうすると、猟友会に入らないで登録免許をもらう人たちはハンター保険だと思いがすけれども、そのハンター保険は一体幾らまで入らなければ登録の許可を出しませんよということになるんではないか、その辺はどうでしょうか。

○政府委員(出原孝夫君) この点につきましては、私もまだ事務的に意見を完全に整理をいたしておりませんけれども、自動車損害賠償の場合の一千五百万円というのがあるようでございます。

○国務大臣(山田久就君) 実際、外国からのそういう輸入の鳥についての輸出証明とか、いろいろなことを今度の法律で考えているわけですが、これも、外国では、われわれの経験で言いますと、かごの中に鳥を飼うというふうな習慣はほとんどないんで、全部オープンで、自分の庭に自然

護というようなことについて諸外国との比較ということでとかくのわれわれに批判があるわけでございまして、かつ可住地域と申しますか、そのパーセンテージが非常に低いところへもつてまいりました。先進工業国という、非常な経済発展を遂げておりまして、人口の移動状況なんというものも御承知のような状況で、したがって、いわゆる人工的につくる環境というようなものをどう考えて、どう調和していくかということが、実はこの土地利用計画とも関連して非常にむずかしいわれわれの大きな課題じゃないかと思えます。事実、年々この開発の中で数を減じて、そうして生存が危機に瀕しているというものもあることは御指摘のと

れたい。それと、わが国は、いつまでも、
よくな状況にについては特に国として積極的計画
的な保護に当たっていく必要があるんだという観
点に立つて対処していかなければならないとこ
う思います。

と同時に、確かに先ほど御指摘がありましたよ
うに、鳥獣の中には農林業なんかに対して害を与
えているというようなものもございまして、いろ
いろの問題を提起されていることは御承知のと
おりでございしますけれども、にもかわらず、鳥
獣保護、それはやっぱり大きな自然のバラン
スというような見地で、広い立場からどうして
いくかというような形でこれもめんどろを見て
いって、そんな高い観点から人間との共存共栄
というのを考えるようなこと、そういう立場で
ひとつ適正な保護の道を講じていくことが必要
じゃないか。われわれの努力が非常に足りない
点も多いと思ひますけれども、そのような立
場に立つて対処していくことが肝要であると、
こういうふうに考えておりますので、ひとつ
どうぞいろいろな意味での御指摘、御支援を
お願いしたいと思ひます。

○沓脱タケ子君　それで、そういう立場から
言いますと、具体的な問題はいろいろとす
でにもう論議がされておりますし、問題点
はただされてお

ますので、多くを申し上げようと思っていないんですけれども、たとえば、非常に心配をしますのは、長官の抱負経緯あるいは基本姿勢というものを貫いていく上で、やはり行政が非常に大事なんですよ、行政が。その点で、私も、もうよく耳にして何回も問題になっておるといえばカモシカの問題でも、片や保護をするということが決まらされている、片方では山林に被害を与えるから捕獲をしてほしいということと捕獲をやる、こうなるわけですね。そういう場合に、どこでその行政の調和を図っていくかという問題になるわけですね。いずれにしても、有害なものについては一定の対処をしなければならぬと、その場合の対処の仕方だつて、これは自然保護、しかもニホンカモシカのように保護をするということが決定されておるものについては、前のように五頭を捕獲するということを決めましたね。その場合の五頭の捕獲については、非常に細心の注意を要するであらうと思ふんですね。で、これはまあハンターに任せればよろしいと、委託をすればよろしいという簡単なものではないかと思ふんですね。これは私も全く狩猟については素人ですからよくわかりませんが、あの五頭の場合でも、問題点はいろいろ御指摘があったようですから私繰り返しません、そういう場合に、やはり専門官が行政の責任でやってくと、こういう大事な観点というのはいかんと押さえていくということが非常に大事ではないかと思ふんですね。

ところが、そういう立場で責任を持たねばならない専門官というのは、これはいま環境庁ではお一人だそうですが、たった一人で霞が関の本庁の庁舎の中におられるというのは、これは広い日本全体の野生鳥獣の保護を実際にやっていくということではできないであらうし、少なくとも行政上の整合性というんですかね、この現状の中で、片や保護、片や一方の害を与える部分についての対処という場合の整合性を誤りなく与えていくという場合にも、これは専門官がたった一人で本庁におただけで、これやれと言ふ方が無理ですよ、少

なくとも。だから、そういう点で、少なくとも専門官をきちんと必要な程度にはせめて置くということが大事じゃないかというふうに思ふんですよ。その場合にも、有害な、害を与える鳥獣の駆除対策に当たる駆除の専門官、それから保護に当たるべき専門官と、少なくとも両方は要るんじゃないか。こういう点については余にもお粗末過ぎはしないかというふうに思ふんですが、その点どうでしょう。

○政府委員(出原孝夫君) 御指摘のように、環境庁の私どもの方の職員の数も十名ちょっとでございまして、その中の専門官は一人でございまして、これは基本的には、昭和三十三年の法改正以来の方針といたしまして、鳥獣保護並びに狩猟に関する行政の現場における指導なりあるいは対処の事務は都道府県にお預けするということで、財源措置もそういう意味において行われておるといふことが基本でございまして。そういう意味で、中央官庁の方は小人数で全体の都道府県を御指導申し上げるという方針でございまして、国際的に保護を要する鳥獣でございまして、絶滅に瀕しておる鳥獣でございまして、国が相当以上の力を注ぎなければならぬというところがございまして、したがって、国と地方とが総合された形で力を発揮できるように、私も今後努力をいたしてまいりたいというふうに考えております。

○参事(山田久就君) これはひとつ努力してまいりたいと思つております。端的に申しますと、私は日本は、気候といふ春秋といふ、いろいろな面で自然に大変恵まれて過している。結局これが逆に自然というものの対して、これはただだというふうな感じに非常になつて、案外外国なん

かと比べてみると、身近なものに自然を持つてきて、そういうものに非常に注意を払うといふことを生かしていくような習慣が少ないうんじやないかと。したがって、いま専門官といひましても、そういう意味での、自然を愛しながら、ということと自分の職業にしていこうということとを志望する方がどうも……

○参事(山田久就君) まあどういふふうになるのか私もそれはわかりませんが、その議論はともかくといたしまして、充実しないうんじやないか、ということについてはひとつせいで私も努力してやっています。○参事(山田久就君) どうも頼りないなあ。一人しかおらぬといふのは余にもやっぱお粗末ですよ。大きなこと言つておられることは、ということになりますから。その点はやっぱ最低限度を——私申し上げた駆除の専門官、それから保護の専門官と、せめて二人は要るんじゃないかといふことを申し上げるんだから、そのくらいのこととはぜひ早速おやりなさいよ。そんな、簡単なことじゃないですか。まあ人をふやすのは簡単じゃないといふことは知つてますよ。しかし、経済大國で、工業生産では世界一位や二位や言つて誇つて、しかし自然環境を保護するといふのに、専門官が環境庁に一人だけちよんことおるといふのは、それはお粗末過ぎますわ。その辺、もう簡単でよろしいから。余分のこと要りません。

○参事(山田久就君) その一人の専門官といふ以上、まだ実際知識を持つてゐる者はもつといるようにございまして、そういう点、大いにそういう人も活用しながら、また充実といふことをひとつ心がけたいと思ひます。○参事(山田久就君) やるつて言わぬですな。(笑)局長は何とかやりますと言つても、そんなことは答弁だけですか。もうこれは危なくてしようがないですね。というのは、これは最小限度と言つてゐるんですよ、私ね。これは自然保護関係の専

門家に言わせれば、せめてその両方が要るし、それから府県にもそれぞれ専門担当が要ると、せめて要るということ言つてゐるんですよ。で、そこで一通になかなかいかぬであらうと思つて、せめて一人を二人にするぐらいのことはやたらどうだと言つてゐるんだけど、なかなか明快な御答弁が得られないのが非常に残念で、初めに聞いた抱負経緯が怪しくなつてきてゐるんでね。

○参事(山田久就君) いや、私はそれはやろうと思つて、いまわれわれの方、実際上そういう知識を持った人がいて、やっていると、うんじやないか、まあそういう事実も踏まえて、必要な人員だけとはにかく確保するようにやっています。○参事(山田久就君) それでね、私、ちょっと簡単に済ましてしまおうと思つていたんだけど、御答弁が御丁寧に時間がかかっているんですよ、そういう立場で見ますとね、まあ自然の野生鳥獣を見ていきますと、非常にいろんなところで矛盾が出てゐるんですね。たとえば狩猟といふものを考へてみる場合も、一つは第一次産業として狩猟を業とするといふこともあるわけでしょう。いまだかつてあるわけですからね。それからもう一つは、いわゆるハンターですよ。まあスポーツの要素も持つてゐるかも知れませんが、ハンターと、しかも一方では第一次産業としての要素と両方あるわけですね。この間の兼ね合いも非常に大事なことになるんじゃないかと思ふんですよ。

たとえばイタチですね、イタチは毛皮用に年間一万五千匹とられてゐるんですよ。殺されてゐる。ところが、たくさんとり過ぎて野ネズミがどんどん繁殖するといふことで、農林省は野ネズミの駆除用といふことでイタチの飼育をやつてゐるんですよ。ところが、イタチといふのは物すごく飼育しにくいものらしいですわ。だから、一年に五、六十匹供給しかねてゐるんですよ。片方で年間一万五千匹毛皮用にとられてゐるんですよ。それは産業なんですよ。生業なんですよ。こういう問題というのは、行政上この時点だけ見たら矛

盾なんです。確かに。片方ではとっていると、片方では、農林省では飼育して、野ネズミ駆除用に使っているというから、おかしな話ですわ。そういう問題というのは、これはタヌキとかキツネだとかテンダとかアナグマだとかも同様なことになるらしいです。それから、もつと言え、自然保護団体の関係者から言われれば、ヤマドリだつて非常に個体数が減つてきているから、これはもうとるのをやめさせたらどうかというふうな意見もあるわけですね。そういうことになるわけですね。ところが、ハンターから言われたら、ヤマドリやキジが撃てなかつたらもう楽しみ半減ですね。そういう非常にむずかしい問題をばらんとすると思うわけですね。

で、そういう点で見ますと、これは自然保護の限界と、しかも人間の自然環境を変化させていくという、産業としてあるいは狩猟として、ハンターとしてやっていくというふうなことの兼ね合いていうか、調整というのが非常に大事になってきている。これをどこで線を引くかというものが法律であり、行政の仕事だと思ふんですね。そうだと思うんですが、そういう点で、その線引きをしていく場合に、現状がどうかということからぬとどこで線を引いていいかわからぬ。あつちでもえらいことになった、こっちでも絶滅に瀕した、それえらいことやというこの繰り返しにならうと思ふんですが、そのための現状把握という点で、基礎調査というのは環境庁としてはどういうふうにやっておられますか。

○政府委員(出原孝夫君) 一番大きな調査から申し上げますと、実は今年度やりたいということ、用意をしておるものでございます、いわゆる緑の国勢調査と言われる環境保全基礎調査でございますが、今年度は動物につきまして大きな力をさいて調査をいたしたいということでやっております。

で、問題になっておりますカモシカ等につきましては、それぞれ個々の動物についての生息状況等の調査はいたしておりますけれども、総合的に

は今年の調査が最初のものになります。一億数千万の金をかけての調査になるわけでございますが、御指摘もございましたように、動物の数を把握し、生息を把握するのは非常にむずかしいこととございます。その調査でも、どこに何がすんでおるかという程度の調査で、日本全国に網をかけて見るといふことで、数まではなかなかむずかしいかと思ひますが、これは継続的に行いたいというように考えておりますので、将来に向かって充実していきたいと考えております。

○香取タケ子君 まあ基礎調査に着手をされておるといふことで、特に私は大事だと思ふのは、行政がどこで線を引いていくかという点の判断の基準になるためには、全国的な野生動物の生息分布の個体数の基礎調査というものをこれは環境庁が握っていなければ、法律をつくらせて線引きをしていくという判断の基準がなからうと思ふんですね。そういう点で、ぜひ全国的な野生動物の生息分布、個体数も含めてですね。これはきちんとして基礎調査をつくり上げていただきたいと思ひますが、できるだけ早くこれはつくる必要があると思ふので、これは長官ぜひやり上げていただきたいと思ひます。御決意だけ伺いたい。

○国務大臣(山田久就君) 基礎調査というものは、これはあらゆる対策の出発点でございます。ひとつ大いに努力してやってまいりたいと思ひます。

○香取タケ子君 ちょっと一つ、具体的な問題で御意見を伺ひたいと思ひます。

これは神奈川県、御島のことですね。この御島というのは、私も知らなかったですけれども、いま東京湾内に残されている唯一の自然島だそうですね。自然島ではただ一つしか残つてないそうですね。で、御島というのは、戦前は海軍の要塞として、一般人の上陸が禁止をされて、自然状態が実によく保存をされていたところ。戦後は大蔵省の所管になったのであるが、横須賀市がいま東京湾急行と提携をして、観光船で渡船をしているんですね。観光地として使われている。ところが、その

限りではよかつたんですが、この島を横須賀市は国から払い下げを受けて、水深五メートルまで埋め立てて、レジャーランドにしていこう。それから横須賀新港の防波堤にする計画であるということなんです。こういうことは何とかやめてほしいというのが県民の非常に強い要求になっておる。で、御島というのは、私も全然知りませんでした。けれども、海蝕洞の大きなものがあつたり、それから地史的な、成因を物語る大切な証になるような海蝕洞になつておる。それから、ここには弥生人の遺跡がある。それから、明治以降は軍の要塞が設置をされて、その関連する地下壕も現存している。で、ペリー来航のときにはこれとカラスバトなどというのとも生息をさせている。とか文化、史跡があるのと同時に、モスソガイという学術的、文化的な価値ある島が、しかも東京湾に自然島は一つと、そういうことで、何とかして保存したいという御意見が強いわけですね。これは現地の議会等でも問題になっておるようでございます。

で、こういうものについてはひとつ御調査をいたして何とかが守っていく。自然保護という大きな話もありますけれども、いろいろよく問題になりますけれども、そういうところというのは、具体的に申し上げてないから御存じなくていいんですよ。調査をして、これは何とかが守っていくという立場をとっていただきたい。そういうことでなければ、これは鳥獣を含めての自然環境を保全していくという点でなかなか踏み切れない。一たん開発をされてしましますと、これは戻らないわけですからね。そういう点でひとつ御見解を承つておきたいと思ひます。

○政府委員(出原孝夫君) 御指摘のお話につきましては、私、きょう初めて伺うことでございます。十分実情を調査をいたしました上、環境庁として何が出来るかについても検討したいと思ひます。お話の様子では文化財的な要素が非常に濃厚だと思ひますので、あるいは私どもの手か

ら離れる問題かもしれませんけれども、一応調査をいたしてみたいと思ひます。

○香取タケ子君 それじゃ最後に。

私はきょう質問を保留をしたんですけれども、最後に環境庁の御見解だけ一言伺つておきたいと思ひます。三月の二十二日に中公密からNOの指針値が出ました。これにつきまして、私、三月の二十九日に、私どもの見解についての一定の質問を申し上げた。たまたま昨日、四月の十八日ですが、公害弁連と全国公害患者の会連絡会からも実はこの問題について要請を受けたというふうなことで、これは環境庁へも申し入れをされたようです。ただ、いままでの審議の過程で私どもが承知をしておりますのは、そういう過程の中で、もうあと残つておるのは環境基準の見直しということ、行政的な措置だけが残されているという段階にきているというところを承知していただけたんですね。で、一方では、実は昨日は千葉では川鉄第二次訴訟がやられましたし、あしたは大阪では西淀川の提訴がやられるという予定になっております。一方、財界の方からはこれはずっと一連の動きがありますが、四月の十一日には経団連からはNOの環境基準見直しに関する要望というのが出ておるといふことで、私どもも見ておる限りでも、確かに財界が言つておられたように、環境庁をめぐる陸海空の総力戦だと言われている。そういう中で、連休明け、五月の下旬に環境基準の告示をなさるといふ動き、あるいはそういう御意見というものを伺つておたんですが、そういうことがあるのかないのか、簡潔にこれはお答えを伺つておきたいと思ひます。お答えによつては私質問を保留したいと思つておりますから。

○政府委員(橋本道夫君) いま御質問のごいまだ件につきましては、前回の告示が五月の八日というところになっておりますので、できるだけその時点に間に合ふ努力をしたいということをやっておりますが、いろいろな御議論がございいます。難しいという議論やら緩めてはいいかぬとい

う、いろいろな議論がありまして、やはりできるだけ広い議論をよく聞いた上で慎重に判断したいということを考えておりますので、上旬という努力はいたしますが、実際といたしましては、恐らく五月いっぱいぐらいかかる公算は否定はできないだろうというように思っておりますので、連休明けにぜひやるといふことはいたしません。

○委員長(田中寿美子君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(田中寿美子君) 御異議ないと認めます。
それでは、これより討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御発言もないようですので、これより直ちに採決に入ります。
鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律の一部を改正する法律案を問題に供します。
本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(田中寿美子君) 全会一致と認めます。
よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。
なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(田中寿美子君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午前十一時四十一分散会

第七号中正誤

ベ	段	行	誤	正
二	一	六	輸入国	輸出国
四	二	から元	考え	考えて
五	一	七	健康保健	公害保健
九	三	二	健康の方	健康の保護
四	一	二	ことを、たとえ	ことでは

昭和五十三年五月十一日印刷

昭和五十三年五月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局